

文 化 庁

し お り

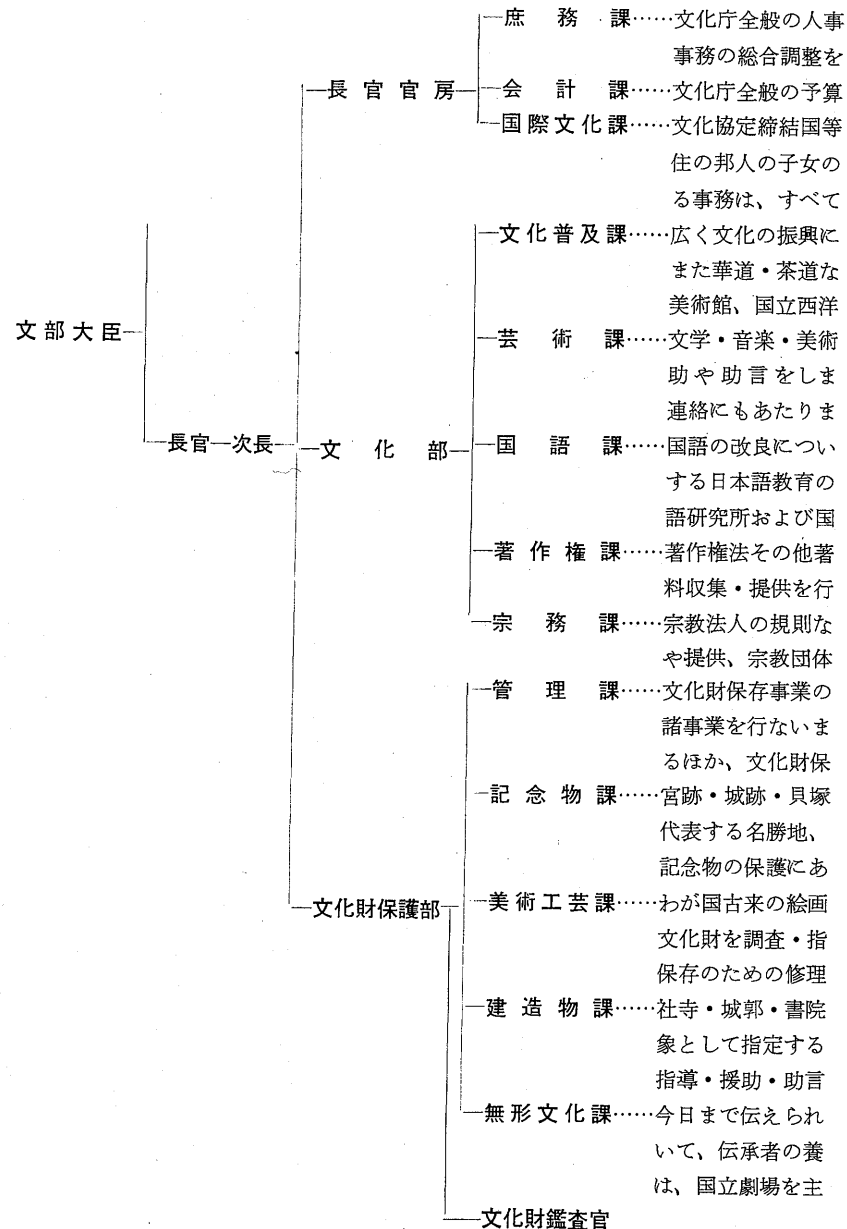
昭和46年 6 月

も く じ

組 織	2
事業の概要	
文化行政の一元的推進	6
芸術文化の振興	6
文化財保護の充実	14
国際文化交流の推進	22
資 料	27
3年のあゆみ	32

文化庁は、文化の振興・普及と文化財の保存・活用を図ることおよび宗教に関する国の行政事務を行なうことを任務としております。

内 部 部 局



組 織

・文書・審査・広報などの事務を担当するほか、基本施策の調査・企画や文化庁の所掌行ないます。

決算などの会計事務を行ない、国有財産および物品を管理します。

との人物交流やA・A諸国への教育協力のための専門家の派遣と指導者の招致、海外在教育のための教員派遣などを実施していますが、そのほか国内における国際協力に関するこの課がとりしきっています。

関し企画・連絡調整するとともに、その普及について企画し、援助と助言を与えます。どの生活文化や国民娯楽の向上を図り、文化施設に対して援助、指導します。国立近代美術館を主管し、文化部の所掌事務の連絡調整を図ることもこの課の仕事です。

・演劇・舞踊その他の芸術について、資料の収集や提供、展示会などの開催、その他援す。また、この課は、日本芸術院を主管する課であるとともに、芸術関係の諸団体とのす。

での調査・企画や普及を担当し、ローマ字に関する研究なども行なうほか、外国人に対実施について専門的・技術的な見地から援助や助言をします。また、この課は、国立国語審議会を主管しています。

作権に関する条約や法令に関する事務を処理するほか、内外の著作権に関する調査・資ないます。また、この課は、著作権審議会を主管しています。

どの認証その他宗教法人法に関する事務を処理するほか、宗教に関する情報資料の収集との連絡を行ないます。また、この課は宗教法人審議会を主管します。

助成、文化財保護に関する普及資料の作成、映画の製作、講演会や講習会の開催などのす。また、この課は、国立博物館、国立文化財研究所および文化財保護審議会を主管す護部の所掌事務の連絡調整にあたります。

・古墳など、わが国の歴史や文化の発展を知るうえに貴重な史跡、日本の美しい国土をトキ・コウノトリや天然林など動物・植物・地質鉱物のうち特に学術上価値の高い天然たっています。

・彫刻・工芸品・書跡などの美術品をはじめ、考古資料を含めて広く建造物以外の有形定し、その所有者に対して管理・活用の指導や助言をします。また、これらの美術品のなどの諸事業も行ないます。

などわが国古来の建築のほか、庶民の住宅や西欧の技術による洋風建築など建造物を対事務を担当します。また、これらの建造物の保存のための修理や防災施設などについてします。

てきた芸能、工芸技術等の伝統的なわざで歴史上または芸術上特に価値の高いものにつ成や記録の作成、公開などを行ない、その保存と振興に努めています。また、この課管しています。

附 属 機 関

東京国立博物館（東京都台東区上野公園13-9）

日本および東洋諸地域の美術工芸品、考古資料を収集し、保管して観覧に供しています。

京都国立博物館（京都市東山区東山七条）

主として平安時代以降の日本美術品等を収集し、保管して観覧に供しています。

奈良国立博物館（奈良市登大路町50）

仏教美術品等を収集し、保管して観覧に供しています。

東京国立近代美術館（東京都千代田区北の丸公園3）

近代美術に関する作品その他の資料を収集し、保管して観覧に供しています。

同 フィルムセンター（東京都中央区京橋3-11）

劇映画、文化映画、記録映画等の収集、保存、研究上映およびこれら映画に関する情報資料等の調査、研究等を行ないます。

京都国立近代美術館（京都市左京区岡崎円勝寺町）

工芸を主体とした近代美術に関する作品その他の資料を収集し、保管して観覧に供しています。

国立西洋美術館（東京都台東区上野公園7-7）

フランス政府から寄贈返還された松方コレクションおよびその他の西洋美術に関する作品等を収集し、保管して観覧に供しています。

国立国語研究所（東京都北区稲付西山町）

国語および国民の言語生活に関する科学的調査研究を行なっています。

東京国立文化財研究所（東京都台東区上野公園12-53）

美術、芸能に関する調査研究および文化財の保存に関する科学的な調査研究を行なっています。

奈良国立文化財研究所（奈良市春日野町50）

歴史、美術、建造物の実物に即した調査研究および平城宮跡、飛鳥・藤原宮跡の発掘調査を行なっています。

日本芸術院（東京都台東区上野公園1-30）

芸術上の功績顕著な芸術家優遇のための榮譽機関であるとともに芸術に関する重要事項の審議等を行なっています。

審 議 会

国 語 審 議 会

国語およびローマ字に関する事項の調査審議をします。

著 作 権 審 議 会

著作権制度に関する重要事項および著作物等の利用に関する補償金の額等に関する事項の調査審議をします。

宗 教 法 人 審 議 会

文部大臣の諮問に応じて宗教法人に関する認証その他宗教法人法に基づきその権限に属された事項の調査審議をします。

文 化 財 保 護 審 議 会

文部大臣または文化庁長官の諮問に応じて文化財の保存および活用に関する重要事項を調査審議します。

特 殊 法 人

国 立 劇 場（東京都千代田区隼町13）

主としてわが国古来の伝統的な芸能の公開、伝承者の養成、調査研究などを行なっています。

◎ 文化行政の一元的推進

わが国の文化の特質は、明治以降に取り入れられたヨーロッパ的文化と、それ以前からの伝統的文化とが見事に併存していることにあります。

したがって、わが国の文化政策は、伝統的な芸術文化の保存、活用のための方策とヨーロッパ的な芸術文化の振興を促進するための方策の両者について、有機的で均衡のとれた施策をとる必要があります。つまり、文化における古いものと新しいものととの総合、すなわち伝統と創造に文化振興の基底をおくということでもあります。このため、従来、古い文化の保存である文化財保護行政を所掌していた文化財保護委員会と新しい芸術文化の振興を所掌する文部省文化局とが機構的に統合されて、文化庁が組織されたのであります。

以下、具体的な事業の概要について、簡単に説明いたします。

◎ 芸術文化の振興

— 芸術祭・移動芸術祭 —

芸術祭

すぐれた芸術作品をひろく一般に公開して芸術鑑賞の機運を醸成するとともに、芸術家に意欲的な公演発表をうながして芸術の創造と進展に寄与しようとするものであります。（昭和21年度以来毎年開催し、昭和46年度は第26回目をむかえます。）

芸術祭には、文化庁が企画して行なう主催公演、文化庁がすぐれた実績をもつ芸術家等に委嘱する協賛公演および芸術祭に参加を希望するものの中から選定する参加公演の3種があります。芸術祭は、10月1日の祝典を皮切りにオペラ、バレエ、歌舞伎、能楽などの主催公演が同月15日まで盛大に実施され、ついで同月16日から11月15日までの間各種の舞台芸術、媒体芸術の協賛公演、参加公演がはなやかに行なわれます。

なお、これまで実施してきた芸術祭地方公演は、昭和46年度からは移動芸術

祭の構想によってその飛躍的な拡充を図ることとしました。

移動芸術祭

全国4か所において、中央から派遣する能楽、文楽、歌舞伎、オペラ、バレエ、交響楽、新劇などの古典および現代の一流の舞台芸術と各地方におけるすぐれた郷土民俗芸能等をあわせ公演するいわば地方ごとの芸術祭です。なお、この機会を利用して前記4か所のほかの道府県においても中央派遣の舞台芸術の巡回公演を行ないます。これは、昭和46年度から新たに実施することになった画期的な試みです。これにより、とかく中央偏重といわれたすぐれた芸術の鑑賞・愛好の機会をひろく地方にも及ぼし、芸術文化の普及にいちだんのでこ入れをねらったものです。

— 新人の開発育成と青少年への芸術普及 —

芸術選奨

芸術活動の各分野において、年間すぐれた業績をあげた者またはその業績に

よって新生面を開いた者を選び、昭和25年度から芸術選奨文部大臣賞を、また、昭和42年度から同文部大臣新人賞（10部門各 13 件）を贈ることによって 芸術活動の奨励と振興とに資するものです。

新人美術作品買い上げ

新人の優秀美術作品を買い上げることによって作家の創作意欲を高めようとするもので、昭和34年度から、団体展、個展等における発表作品のうちからすぐれた作品を買い上げています（毎年約10点）。

芸術家在外研修

美術、音楽、舞踊、演劇、映画等の各分野から将来性に富む新進芸術家を選んで海外に1年間派遣し、実地に研修させるもので、昭和42年度から実施しています。（研修生の数は、44年度までは毎年4人、45年度は6人、46年度は8人と逐次増員をはかっています。）

青少年芸術劇場

青少年に一流芸術家によるすぐれた音楽、演劇等を鑑賞させることは、情操豊かな高い人間性の形成に役だたせるとともに、幅広い芸術理解の国民的基盤を作るうえにきわめて重要であります。

このため、昭和42年以来、一流芸術家によるすぐれた舞台芸能を無料で青少年に鑑賞させる「青少年芸術劇場」を実施し、好評を得ています。現在、公演種目は、オペラ、演劇、オーケストラ、文楽、能狂言の5種目で、演目は、それぞれの分野の古典代表作といわれるものを選び、毎公演とも一流の講師による解説指導をあわせて行ない延べ約40回公演しています。

—芸術・文化関係団体の助成等—

芸術関係団体補助金

芸術文化の向上普及は、芸術文化関係団体の活動に負うところがきわめて大きいものです。しかしそれらの団体の多くは、活動資金不足のためにその力を十分に発揮できないものが多い実情です。よって、昭和34年度から、創作活動、地方芸術文化の振興、青少年等への芸術普及、芸術文化資料の整備、芸術文化の国際交流等の事業を行なう芸術文化関係団体のうちの適当なものに助成金を交付して、効果をあげてきています。

優秀映画促進方策の調査

映画事業の振興は芸術文化の振興上大きな意義をもっています。そこで、よい映画が作成され普及されるための方策について、諸外国の実態等を調査するとともに、関係各界の有識者等から成る調査会を設け、優秀映画の製作鑑賞の促進をはかるための施策について総合的に調査検討しようとするもので、昭和46年度にあらたに始めたものです。この成果に立って画期的な具体策が講ぜられることが期待されます。

—地方芸術文化の振興—

地方文化施設整備費補助

音楽堂、劇場、美術作品展示場等の機能をもつ文化会館は、地方自身の芸術活動の発表の場としても、また中央から巡回してくる音楽、演劇等の鑑賞の場としても不可欠の施設であり、各地方に文化会館を整備することは、芸術文化振興の基本的条件であります。国としても、昭和42年度からその設置促進のた

め、地方公共団体に対してその整備に必要な補助を行っていますが、当面の整備計画としては、人口10万以上の都市および広域市町村圏を対象に補助金（定額1館1,500万円、46年度10館分）を交付することとしています。

地方芸術文化活動費補助

都道府県が主催する音楽、演劇、舞踊、美術、文芸等の芸術文化行事について、その経費の一部を（補助対象経費の総額が300万円以上のものに対して $\frac{1}{2}$ 以内の定額）補助するもので、この補助金の創設（43年度）以来、都道府県の芸術文化予算は年々大幅に伸長してきて大きな成果をあげています。

地方巡回名作美術展等

明治以降のわが国近代の代表作家の秀作である絵画・彫刻・工芸等約90点を9月から12月にかけて、毎年全国数会場に巡回展示し、地方の人々に美術鑑賞の機会を与える、いわゆる「明治・大正・昭和三代名作美術展」を開催しています。

また、県展選抜展および現代美術選抜展を開催していますが、前者は各県美

術展の秀作を中央で披露^{ひろう}、顕彰し、後者は中央の各会派の団体展の代表的作品を全国数か所に巡回展示し、鑑賞させるものであります。

文化振興会議

中央、地方および地方相互間の連携を密接にし、芸術文化の各分野に関する情報の交換と、振興に関する諸問題について研究協議し、もってその地方独自の芸術文化活動の育成強化に資そうとするもので、全国を数地区に分けてこの会議を昭和44年以来毎年開催しています。

とくに、昭和46年度からは、文化財保護の問題も含めることとしました。

その他、全国の公立美術館の所蔵美術作品を調査し、毎年「全国公立美術館所蔵作品目録」を作成（41年「日本画」、42年「洋画」、43年「水彩・素描、彫刻・工芸」、44年「版画」、45年「書」）し、美術館や関係の機関に配布し、各美術館の相互利用の活発化を図っています。

—国語施策の改善—

国語審議会

文化の基本である国語についての施策として、昭和21年度から昭和34年度までの間に定められた当用漢字表、同音訓表、同字体表、現代かなづかい、送りがなのつけ方等一連の国語表記の基準は、実施後10年ないし20年を経過し、その間の経験その他から、種々検討を要する問題があると考えられるに至りました。そこで、昭和41年6月、文部大臣は、当時の国語審議会（第8期）に対して「国語施策の改善の具体策について」を諮問しました。

国語審議会は、この諮問にこたえるため漢字部会・かな部会・一般問題小委員会等を設けて審議、検討を重ねてきております。現在、これら部会等での審議の結果、第9期の審議会の最終の総会（昭和45.5.27）において、漢字部会から「当用漢字改定音訓表(案)」を、かな部会から「改定送りがなのつけ方(案)」を、また、一般問題小委員会からは、国語施策と教育との関連についての審議経過をそれぞれ報告しました。漢字部会およびかな部会の報告は、部会の試案として公表し、広く世間の意見を求めることとなりました。現在、国語審議会

(第10期)は、寄せられた意見を参考としながら試案の検討を続けており、結論を得しだい、答申の予定であります。

国語施策の普及等

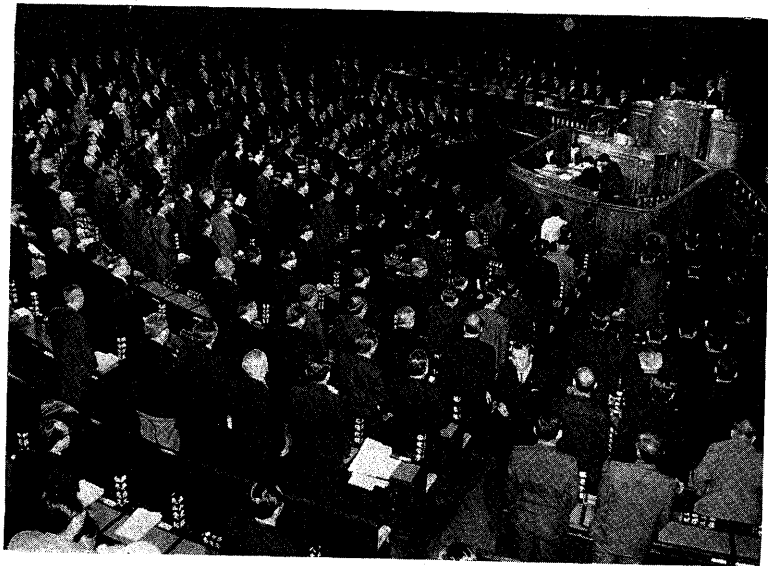
正しく、美しく、豊かな国語の普及はたいせつなことです。そこで国語施策の改善や国語の教育の振興に資するために、公聴会や国語問題研究協議会の開催、国語シリーズの編集刊行、各種の調査等を実施しています。

—著作権制度の改正と普及—

新著作権法の施行

明治32年以来70年にわたって、わが国の著作権制度を規律していた旧著作権法は、昭和37年からはじめられた改正作業が実を結び、昭和45年全面改正され、新しい著作権法は昭和46年1月1日から施行されています。

旧著作権法の内容が、今日の複写、録音手段あるいは放送等の伝達手段のめざましい発達、普及に相応しないものとなっていたこと、国際的にみてわが国の著作権制度の内容が昭和3年のベルヌ条約ローマ改正条約の水準にとどまって



著作権法案衆議院本会議可決 昭和45年4月10日 (共同P提供)

いたことが全面改正を促した大きな理由であります。

この法律は、著作権の保護期間を50年とすること、著作隣接権の制度を新たに設けたこと、レコードによる音楽の放送、演奏についても著作権を認める原則を確立したこと等その保護の内容を高めるとともに、今日の実態に即して著作権の制限を定めるなど、新しい著作権制度を確立しようとしています。

新制度の普及等

この新しい著作権法の普及のため、関係者を対象とした著作権講習会の開催を従前にひきつづき行なうほか、昭和46年度から新たに図書館等職員を対象に、東京において、図書館等職員著作権実務講習会を開催します。

また、内外の著作権問題について研究を委託したり、著作権関係資料を収集、調査し、これら資料の作成、頒布を行ない、もって新しい著作権法の普及徹底を図ることとしています。

—宗教行政事務の推進—

文化庁は、宗教行政事務も所管しています。これは宗教法人法の適正な運用を図ることです。宗教法人法は、信教の自由を保障し政教分離を規定する憲法の精神に従い、宗教法人の自主性を尊重するとともに、その責任と公共性を重視することを立法の基本としています。そこで、国の行なう宗教行政事務は、この宗教法人法の趣旨に従い、各宗教法人が正しい法人意識をもつようその指導にあたることであります。

このため、第1には、宗教法人の管理運営の適正化に資するための研修を中央、地方にわけて実施しています。

第2には、宗教に関する正確な知識や資料を一般に提供し、あるいは宗教法人の所轄庁である各都道府県知事の事務に資するため、宗教年鑑および宗務時報の刊行を行なっています。

第3には、諸外国においてわが国の宗教に関する関心が最近とみに高まっていることにかんがみ、諸外国において、わが国の宗教が正しく認識されるよう、わが国の宗教の概説と諸教団の現況を紹介するため、英文版の「日本の宗

教」の刊行に当たっています。

第4に、宗教法人の行なっている各種の公益事業等について調査を行ない、宗教法人の活動の実態の把握に資しています。

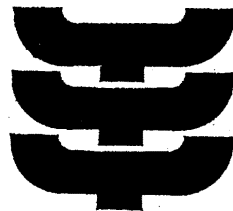
◎ 文化財保護の充実

—文化財の保護の概要—

指定文化財の保護等

文化財を保存し、その活用を図り、もって国民の文化的向上に資するとともに、世界文化の進歩に貢献することを目的として、文化財保護法（昭和25年法律第214号）が制定されており、国は、この法律によって文化財の保護が適切に行なわれるよう努力しています。

昭和46年3月末日現在で国が指定した文化財の件数は、資料に示すように重要文化財10,048（うち国宝1,013）、史跡名勝天然記念物1,893（うち特別史跡



文化財愛護シンボルマーク

名勝天然記念物143）、重要民俗資料79、重要無形文化財59であり、これらの管理、修理、復旧、買い上げ、環境整備、公開調査等について、国の指導と財政援助が行なわれています。最近の土地開発の進行に伴って、開発と埋蔵文化財、史跡名勝天然記念物の保護との調整が大きな問題となっていますが、これについては、埋蔵文化財包蔵地の周知徹底、緊急発掘調査の実施、開発事業側との事前協議、現状変更の規制、土地の買い上げ、環境整備等が行なわれています。

文化財愛護活動

地域の住民の活発な文化財愛護活動を進めるため、各都道府県に「文化財愛護モデル地区」を設定し、国がその事業に要する経費を負担し、また、普及事業として講習会等の開催、文化財映画・スライド、各種資料の作成等を行なっています。

歴史民俗博物館

わが国の考古、歴史、民俗の資料を収集、展示する国立の歴史民俗博物館の設置が関係方面から強く要望されていましたが、昭和46年度には、建設候補地（千葉県佐倉市佐倉城跡）の測量が実施されることになり、昭和50年度開館を目標として準備が急がれています。また、各地における歴史民俗資料館の設置の促進を図るため、昭和45年度から国庫補助の道が開かれました。

—国宝・重要文化財の保護—

調査と指定

全国に散在する有形文化財のうち、絵画、彫刻、工芸品、書跡、考古資料および建造物の各分野から重要なものを選んで、国宝・重要文化財の指定を行ない、文化財保護の施策を講じています。この指定のための調査には、通常の調査のほかに、歴史資料保存調査、近代美術調査、文化財集中地区特別総合調査などを行っており、46年度からは、貴重な文化財の海外流出に対処し、国内保存を図るため海外流出防止緊急調査が5か年計画で行なわれます。また、建造物関係は、民家特別調査を昭和41年度から毎年実施しているほか、明治建築では、とくに洋風建築の調査などを行なっています。

なお、これらの調査を通じて、美術工芸品関係では毎年約 60 ～ 70 件、建造物関係は約 30 ～ 40 件の指定を行なっています。

保 存 管 理

国指定文化財の保存管理は、所有者または文化庁長官の指定した管理団体が行なっています。しかし文化財の管理が適正に行なわれているかいないかを監督し、これに対して適切な指導をするため、管理状況を査察するパトロール制を実施しています。

一方、文化財の修理および文化財の災害（主として火災、盗難）防止のための施設である保存庫、収蔵庫、防災施設等の設置に対しては、国庫補助を行ない、保存管理の万全を期するように努力しています。

国庫補助事業の現状をみると、美術工芸品では、絵画、書籍の解装修理、彫刻の解体修理、工芸品、考古資料の維持修理が中心をなし、年間約 80 件（補助金総額年間約 5,000 万円）を、また、防災、保存施設については保存庫、収蔵庫を年間 35 件、防災施設 10 件（補助金総額年間約 1 億円）を実施しています。

建造物関係では、修理については、解体修理、屋根替え、塗装などがあり、補助金総額は約 8 億円となっています。年間平均解体修理 27 ～ 30 棟、屋根替え約 50 棟、塗装 10 棟程度が行なわれています。また、防災施設関係については、補助金総額約 3 億 4 千万円で年間平均一般防災は 180 件程度、環境保全が 2 件程度、買い上げ 2 件程度が実施されています。このほか昭和 46 年度から新しく蟻

害緊急調査が計画されています。

なお修理に関しては、修理にあたる技術者を確保するための養成に、美術工芸品、建造物の各分野で力を注いでおります。とくに建造物に関しては技術者の確保と後継者の養成を目的とする財団法人文化財建造物保存技術協会が設立されています。

公 開 活 用

指定文化財（美術工芸品）の公開は、所有者自身の行なうもののほか、国立、公立、私立の博物館などで企画され、このうち東京、京都、奈良などの 3 国立博物館、大阪市立美術館、鎌倉国宝館では国による公開が、またその他の施設では公開許可申請にもとづいて公開が行なわれています。

また、国際文化交流の一環としての古美術等の海外展も逐年増加しつつあり、文化庁(文化財保護委員会時代を含む。)主催の海外展4回、15か所を含めて、戦後の指定文化財を出品した海外展は、10か国、37か所に及んでいます。

一方、指定文化財の保護の一環として、実物に代わる模写・模造・複製・模型等を作製し、その公開活用を通じて原品の保存に資することも考えられており、美術工芸品に関しては今日までに27件を実施してきました。

—記念物および埋蔵文化財の保護—

史 跡

近年における各種開発の進展に対処して重要な遺跡の保存を図るため、ここ3年の間に、新たに50件の史跡指定を行ないました。最近における指定の傾向としては、平城宮跡、大宰府関係史跡の追加指定等にみられ指定範囲の拡大、社会経済史関係の史跡、江戸、明治の史跡、現に宗教活動を行なっている社寺の境内の指定等をあげることができます。また、無史跡指定地の保護を図るため、民有の指定地等を買って保存する「史跡等買い上げ」補助を大幅

にふやしています。

国費による買い上げとしては、平城宮跡(昭和38年度から)および飛鳥・藤原宮跡(昭和46年度から)について行なっています。

さらに、史跡をそれにふさわしい姿で整備し、国民による活用を図るため、史跡の環境整備に対する補助を行なっています。このうち、史跡等が集中して所在する地域については、その地域の広域的保存と資料館の設置等による整備を行なう「風土記の丘」の建設補助を行なっています。

これまでに建設された風土記の丘としては、西都原風土記の丘(宮崎県)、さきたま風土記の丘(埼玉県)、紀伊風土記の丘(和歌山県)、安土風土記の丘(滋賀県)、立山風土記の丘(富山県)があり、建設中のものには八雲立風土記の丘(島根県)、吉備路風土記の丘(岡山県)があります。

名勝および天然記念物

近年の開発事業の進展に伴う環境の悪化等に対処して、名勝および天然記念物の保存を図るため、ここ3年の間に、名勝3件、天然記念物23件を新たに指定しました。また、環境の悪化により特にその保存が困難となっている動物および植物の保護を図るため、昭和42年度以降毎年天然記念物緊急調査を行ない、この結果を植生図・主要動植物地図として刊行しています。このほか自然環境が良好に保存されている広域な地域の動植物・地質鉱物等を総合的に調査する特別調査を実施しており、昭和45年度までに屋久島、小笠原諸島、奥吉野、西津軽の各地方について実施し、昭和46年度には、西表島(沖縄)、北海道日高地方の調査を行うことになっています。

さらに、トキ、コウノトリ、ライチョウ等の希少鳥類の給餌・人工増殖等および尾瀬における湿原の回復等の天然記念物の保護増殖を図っております。

埋蔵文化財

貝塚、古墳、住居跡、寺跡、窯跡等の文化財を包蔵する土地を埋蔵文化財包蔵地と呼んでおりますが、この埋蔵文化財包蔵地は、文化庁の調査(昭和35年~37年)によれば、全国約14万か所の所在が判明しております。これらの埋蔵文化財の多くは、近年における各種開発の進展に伴い、破壊される傾向にあり

ます。これらの埋蔵文化財包蔵地の保有を図るため、昭和39年度から42年度にかけて遺跡の所在を地図に記入した全国遺跡地図を刊行し、関係官公庁等に配布して周知徹底を図っています。しかし、その後も土木工事等によって未調査の遺跡が発見されることが多いので、昭和46年度から再度遺跡の分布調査を行ない、保存の徹底を期することとしています。

主要遺跡の保存

特別史跡平城宮跡については、昭和30年度からは奈良国立文化財研究所による発掘調査を、昭和38年度からは国費による宮城内の土地買い上げを行なう等、国が全域の管理整備を行なっております。

飛鳥・藤原地域は、わが国が律令国家の体制をはじめて形成した地で、宮跡・都城跡・寺跡・古墳等数多くの貴重な遺跡が遺存する地域です。この地域の保存については、ここ数年各方面から強い要望が寄せられております。文化庁では、文化財保護審議会の答申および閣議決定等をもとに、昭和46年度から飛鳥・藤原地域文化財保存整備協議会の発足、藤原宮跡等の史跡地の買い上げ、国立飛鳥資料館の建設、飛鳥寺の整備等の事業を行なうことにしています。

また、このほか、大宰府跡、多賀城跡等についても、土地買い上げ、環境整

備等に補助金を交付して、その保護を図っています。

—民族資料の保護—

最近3年間に重要民俗資料として7件を指定し、また、記録作成すべき無形の民俗資料として4種を選択しました。指定物件の修理、収蔵庫建設等の補助事業のほか、最近の生活様式の急変に対処するため、緊急調査45件を実施し、また昭和45年度からは歴史資料・民俗資料の保存活用を図る施設として、地方歴史民俗資料館の建設費補助を行ない、県立2館、市町村立11館に対し補助を行なっています。

—重要無形文化財の保護—

演劇、音楽、工芸技術その他の無形の文化的所産で、わが国にとって歴史上または芸術上価値が高いもののうち重要なものを「重要無形文化財」に指定するとともに、その体现者を「重要無形文化財保持者」に認定しています。文化庁発足後、新たに各個指定では8件（認定13人）、総合指定では4件（4団体）を指定しました。各個指定の保持者には、本人の^{わざ}技の維持向上と伝承者の養成とに要する経費の一部を助成するため、重要無形文化財保存特別助成金を交付しています（1人年額35万円または50万円）。

指定した重要無形文化財を保存するため、地方公共団体その他適当と認める団体に対して、伝承者養成および^{わざ}技の公開のための補助を行なうとともに、文化庁自ら無形文化財の記録を作成し、貴重な資料を収集して、これを保存し、また昭和43年度からその記録を逐次刊行しています。とくに昭和46年度から新たに工芸技術を記録した映画を製作します。

また、地方における民俗芸能のうち無形文化財として価値の高いものを選択して、昭和45年度から、その現地における本来の公開を助成して民俗芸能の保存を図るとともに地方における工芸技術や芸能用具の製作修理技術の調査を行ない、もって地方文化の振興を図っています。

昭和41年11月に開場した国立劇場は、特殊法人として運営され、伝統芸能の



第17次重要無形文化財保持者認定書交付式 昭和46年4月26日

保存と振興を図る目的のもとに、その大小二つの劇場で歌舞伎、文楽を中心に各種の伝統芸能を上演するとともに、伝統芸能に関する調査研究、資料の収集と活用を行ない、とくに歌舞伎俳優の伝承者養育のため、従前の青年俳優の研修会に加えて、昭和45年度から新人を募集して基礎教育を始め、昭和46年度はさらに教育内容の充実を図っています。なお、自主公演事業は収入と見合って計画され、国は公演経費以外の運営費を補助しています。また、その劇場施設を新劇その他一般の利用に供することも行なっています。

◎ 国際文化交流の推進

—文化協定国等との人物交流—

わが国と文化協定を結んでいる諸外国（現在、フランス、イギリス、ドイツ、イタリアなどの13か国）等との学術文化交流の促進に資するため、これらの国々から学術研究面の分野で指導的地位にある学者を招致し、わが国の大学や研

究機関の学者と懇談する機会を提供しています。昭和43年度から45年度までの3年間に23名の学者を招致しました。昭和46年度からは学者に加えて新たに芸術・文化面の指導的人材を招致する計画であります。

また、毎年、日ソ間の個別協定に基づき学者数名の相互交換を行なっているほか、わが国のフランス語担当大学教員20名をフランス語研修のため2か月間フランスに派遣し、さらに、ドイツ語・ドイツ文学担当の大学教員約10名をドイツ語研修のため1年間ドイツに留学させています。

—日米間の教育・文化交流—

日米間の教育・文化交流事業については、1年置きに開催される日米文化教育会議において実績の評価と拡充計画が討議されていますが、文化庁としては次の三つの事業を実施しています。

A F S 事業への協力

アメリカの民間団体である「A F S インターナショナル・スカラシップス」の提供する奨学金により、わが国から毎年約120名の高校生がアメリカの高等学校に留学していますが、文化庁では奨学生候補者の募集、選考に協力しているほか、奨学生の往路航空賃（1機借り上げ料）を負担しています。

ハワイ東西センターへの教員等派遣

ハワイにある合衆国政府機関「東西文化・技術交流センター」の提供する奨学金によりハワイに留学する英語教員または指導主事約10名の選考、派遣を行なっています。

日米学生会議

この会議は、毎年日米交互に場所を交替して開かれています。文化庁では、会議が日本で開催される年（最近では昭和44年）に会議費の一部を主催者団体の国際教育振興会に交付しています。

—アジア・アフリカ諸国への教育協力—

わが国の国際的地位の向上にかんがみ、アジア・アフリカの開発途上国に対

する教育協力の要請が近年高まっていますが、文化庁では、各国における中等学校の理科または農業担当教員の現職教育に協力するため、毎年5か国に1名ずつ理科教育または農業教育の専門家をそれぞれ6か月間派遣するとともに、指導に必要な教育機材を供与しています。

また、毎年5か国から教育政策立案の衝にある行政官を1名ずつ招致し、文部省その他わが国の教育行政当局者との懇談および、わが国の教育・文化施設等の視察を行なう機会を与えています。



昭和44年度に招致したアジア・アフリカ諸国の教育指導者坂田大臣と会見

なお、昭和46年度には、開発途上国の要請に即した、より効果的な教育協力の方法を見いだすため、専門家を派遣して、新たな構想の可能性を各国の当局者と協議させる計画であります。

—日本古美術の海外巡回展—

日本文化の海外への紹介および国際親善の促進を目的として、文化庁では、これまで数回、日本古美術の海外巡回展を開催しています。すなわち、昭和44年8月末から45年1月にかけてスイスのチューリヒと西ドイツのケルンで日本

古美術巡回展を開催し、上古から江戸中期にいたる古美術100件余を展示しました。次いで、昭和45年11月から12月までアメリカのボストン美術館において、同館創立100年記念行事の一環として、「禅林美術展」を開催し、絵画、書籍、彫刻計約60件を展示しました。

—海外勤務者子女教育の推進—

わが国の対外経済活動の伸展に伴い、海外勤務者も急増しつつあり、これらの子女の教育対策は、年とともに重要性を増していますが、文化庁では、外務省と協力して、現在26校を数える在外日本人学校への教員の派遣、教材の整備等を通じて、これらの学校の充実を図る一方、海外から帰国する子女に対し、適切な教育を行なうため、研究指定校の設置、研究集会の開催等を行なっています。



日本大使館付属ジャカルタ日本人学校 幼稚部の遊戯

なお、昭和46年度からは、新たに設立された財団法人海外子女教育振興財団に委託して、日本人学校の教材を国内の公立学校の基準に照らして計画的に整備するほか、日本人学校の存在しない地域に在留する子弟のために、同財団を

通じて通信教育事業を実施する計画であります。

—外国人のための日本語教育—

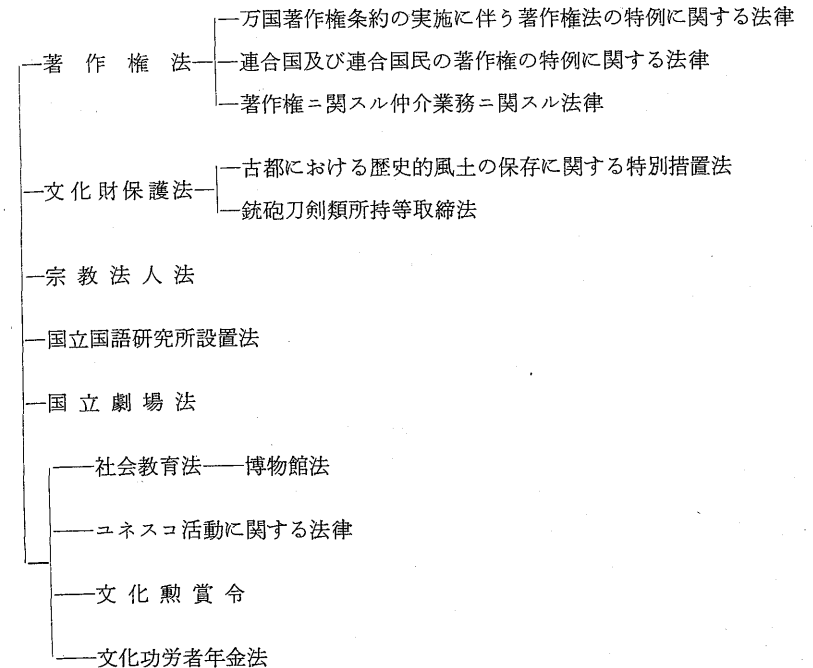
わが国の国際的地位の向上に伴って、諸外国との学術文化の交流はますます盛んとなってきています。このような状況のもとに、国内国外の外国人の間に日本語習得の意欲がしだいに高まってきています。

日本文化の基本である日本語を外国人に普及することは、国際的に相互理解をいっそう深めることになる重要な施策であります。

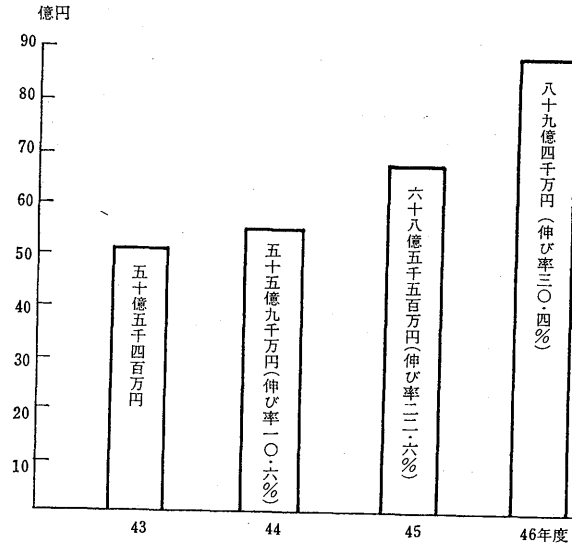
このため国としても、従来から積極的な姿勢をとってきており、文化庁が発足してからも、視聴覚教材として、日本語教育映画「敬語—人間関係とことば—」および「敬語その2—秋の一日—」、オートスライド「生活の中の文字—駅で—」の制作、学習教材として、「日本語読本上級」の編集刊行、教師のための指導参考書として、「音声と音声教育」の編集刊行、教師を志す人々や経験の浅い教師のための研修会の開催、国内の教育機関の実態調査などの事業を実施してきました。

なお、文化庁としては、今後もこれらの事業を継続するとともに、海外に日本語を普及するための一助として、教材を海外の各日本語教育機関などに送る予定であります。

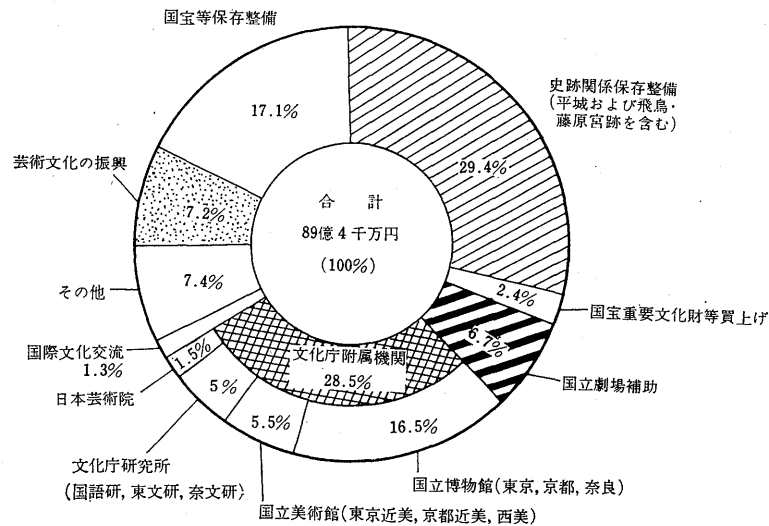
関 係 法 律



文化庁予算の推移



昭和46年度 文化庁主要経費別予算内訳



文化庁主要年度別予算額表

事 項	43 年 度 千円	44 年 度 千円	45 年 度 千円	46 年 度 千円
芸術文化の振興 (対前年度伸び率)	343,579	391,014 (14%)	464,198 (18.6%)	639,604 (37.7%)
1. 青少年芸術普及	27,955	32,969	33,194	37,358
() は再掲内数	(37,905)	(47,736)	(46,898)	(164,798)
2. 地方芸術文化の振興	132,868	165,244	201,050	359,529
3. 芸術祭・芸術選奨および移動芸術祭	50,829	40,099	40,222	116,238
4. 新人の開発育成	12,988	12,988	17,264	23,978
5. 芸術文化関係団体助成	135,540	165,000	195,000	235,000
6. 第二国立劇場調査および優秀映画促進方策の調査	0	0	0	4,321
7. 国語施策の検討、著作権制度の整備、実務行政の充実等	21,304	22,450	24,366	27,978
文化財保護の充実 (対前年度伸び率)	2,550,539	3,016,446 (18.2%)	3,888,855 (28.9%)	5,255,894 (35.1%)
1. 国立歴史民俗博物館設置準備と地方歴史民俗資料館設置促進	1,395	9,543	24,565	88,781
2. 文化財の調査指定普及活用等	73,262	81,775	101,476	107,147
3. 国宝等の保存修理、防災施設等の充実	1,102,806	1,253,114	1,346,624	1,528,564
() は再掲内数				(12,700)
4. 史跡等の保存整備	551,419	775,238	1,332,051	1,806,882
5. 無形文化財の保護	59,941	72,834	77,714	85,119
6. 国宝重要文化財等買い上げ	143,208	143,208	183,213	213,713
7. 平城宮跡保存整備	196,664	201,422	245,122	339,768
8. 飛鳥・藤原宮跡保存整備	0	10,284	24,055	490,660
9. 国立劇場補助	421,844	469,028	554,035	607,960
国際文化交流の推進 (対前年度伸び率)	81,436	93,382 (14.6%)	94,039 (0.7%)	113,501 (20.6%)
1. 国際文化交流事業の促進	32,677	42,118	39,384	43,133
2. 日米間の文化教育に関する人物交流の促進	14,022	15,525	14,107	15,613
3. 海外勤務者子女教育の推進	4,942	5,932	9,272	21,523
4. アジア・アフリカ諸国への教育協力	29,795	29,807	31,276	33,232

文化財の指定件数

46. 3. 31. 現在

事 項	43 年 度 千円	44 年 度 千円	45 年 度 千円	46 年 度 千円
文化庁附属機関の充実整備 (対前年度伸び率)	1,810,811	1,796,102 (△ 10%)	2,075,822 (15.5%)	2,550,841 (22.8%)
1. 美術作品、陳列品購入費	150,000	171,000	204,000	237,000
2. 文化庁附属機関一般運営費 (奈良文化財研の平城および 飛鳥・藤原関係費を除く。)	1,187,764	1,232,513	1,411,622	1,599,552
3. 文化庁附属機関施設関係費 そ の 他	473,047 267,707	392,589 293,328	460,200 332,663	714,289 380,373
文 化 庁 合 計 (対前年度伸び率)	5,054,072	5,590,272 (10.6%)	6,855,577 (22.6%)	8,940,213 (30.4%)

区 分		件 数	指 定 件 数
国 宝	絵 画		145
	彫 刻		115
	工 芸 品		248
	書 跡		264
	考 古 資 料		34
	建 造 物		207
重 要 文 化 財	絵 画		1,598
	彫 刻		2,361
	工 芸 品		2,062
	書 跡		2,092
	考 古 資 料		306
	建 造 物		1,629
特 別 史 跡 名 勝 天 然 記 念 物	特 別 史 跡		51
	特 別 名 勝		24
	特 別 天 然 記 念 物		68
史 跡 名 勝 天 然 記 念 物	史 跡		850
	名 勝		210
	天 然 記 念 物		833
重 要 民 俗 資 料			79
重 要 無 形 文 化 財	各 個 指 定	芸 能	(28) 20
		工 芸 技 術	(35) 30
	総 合 指 定	芸 能	(4) 4
		工 芸 技 術	(5) 5

(注) 1 重要文化財、史跡名勝天然記念物の件数には国宝、特別史跡名勝天然記念物の件数を含む。

2 重要無形文化財件数表の()の数字は、各個指定については保持者数、総合指定については団体数を示す。

3 年 の あ ゆ み

昭和43年

- 6.15 文化庁発足
文化庁長官 今 日出海、文化庁次長(文部省文化局長) 安達健二、文化部長(文化財保護委員会事務局次長) 小川修三、文化財保護部長(文部省文化局審議官) 内山正、長官官房庶務課長(文部省初中教育局高等学校教育課長) 石川二郎、同会計課長(文化財保護委員会事務局会計課長) 手塚卯津美、同国際文化課長(文部省文化局国際文化課長) 篠沢公平、文化庁文化普及課長(文部省文化局文化課長) 鹿海信也、同芸術課長(文部省文化局芸術課長) 土生武則、同国語課長(文部省社会教育局社会教育課課長補佐) 国松治男、同著作権課長(文部省文化局著作権課長) 佐野文一郎、同宗務課長(文部省大臣官房参事官) 鈴木博司、文化財保護部管理課長(文部省文化局国語課長) 金田智成、同記念物課長(文化財保護委員会事務局記念物課長) 中西貞夫、同美術工芸課長(文化財保護委員会事務局美術工芸課長) 倉田文作、同建造物課長(文化財保護委員会事務局建造物課長) 日名子元雄、同無形文化課長(文化財保護委員会事務局無形文化課長) 森岡良夫、同文化財鑑査官(文化財保護委員会事務局文化財鑑査官) 松下隆章それぞれ任命
- 8.28 アジアおよび太平洋地域のための文化および社会センターを設立する協定の発効
10. 1 昭和43年度(明治百年記念)芸術祭祝典举行
- 10.11 東京国立博物館東洋館開館式举行

- 10.14 天皇后両陛下東京国立博物館東洋美術展へ
- 10.15 第15回ユネスコ総会(パリユネスコ本部)に安達次長出席(議題:1969~1970年度における社会科学、人文科学および文化に関する事業計画ならびにこれに必要な予算等)
- 10.17 川端康成氏ノーベル文学賞受賞者に決定
- 11.16 日米文化教育協力に関する合同委員会の設立に関するアメリカ合衆国との間の書簡の交換(任務;日米間の文化および教育の交流についての検討、勧告等)
- 11.30 文部大臣に坂田道太氏就任
12. 4~23 今長官、国際文化交流に関する各国当局者との懇談、ノーベル賞受賞式等出席のためヨーロッパ出張

昭和44年

- 2.15 国立国語研究所創立20周年記念行事実施
- 3.11 下関綾羅木郷遺跡緊急指定
- 3.14 日本万博美術展示等協力委員会第1回会議開催
4. 9 日本国とアフガニスタン王国との間の文化協定東京で署名
- 4.11 昭和43年度芸術選奨授賞式举行
- 4.22 重要無形文化財保持者認定書交付式(認定者;地唄の八田清治氏ほか2氏)
6. 2 昭和43年度日本芸術院賞授賞式举行(受賞者;洋画の黒田重太郎氏ほか7氏)
- 6.10 国立西洋美術館開館10周年記念式举行
- 6.11 常陸宮ご夫妻をお迎えして東京国立近代美術館開館式举行
- 6.16 第1回地方芸術文化振興会議(九州地区)開催
7. 1 文部省大臣官房総務課長吉里邦夫 文化部長に、文化財鑑査官松下隆章 奈良国立文化財研究所長に、文化部長小川修三 東京国立博物館次長にそれぞれ任命
7. 5~24 小笠原諸島の学術天然記念物調査

7.14～16 日米文化教育協力に関する合同委員会第1回会合（ホノルル）に、篠沢国際文化課長出席

8. 1 岡山県津島遺跡武道館建設予定地の現状保存の決定

8.30～10.22 スイス国チューリヒ市立美術館で日本古美術展覧会開催

9. 1～2 第1回文化財保護研究協議会開催（東京）（目的；文化財保護の当面する諸問題の研究協議と文化財保護の充実）

9. 3 東京国立博物館学芸部長岡田譲 文化財鑑査官に、美術工芸課長倉田文作 東京国立博物館学芸部長にそれぞれ任命

9.16 日英文化混合委員会第5回東京会議開催（議題；日英、両国の文化交流の実績と改善の方向）

10. 1 昭和44年度芸術祭祝典挙行

11.14～1.11 西独国ケルン市古美術館で日本古美術展覧会開催

11.17 芸術課長土生武則 文化普及課長に、文部省教科書管理課長塩津有彦 芸術課長に、文化普及課長鹿海信也 文部省社会教育課長にそれぞれ任命

12.16 東京国立博物館学芸部資料課長西川新次 美術工芸課長に任命

昭和45年

2.17～18 日本・メキシコ混合委員会開催（東京）（議題；両国間の文化交流の実績検討と今後の知的・技術分野における交流計画の提示）

3.18～23 第5回日米文化教育会議開催（東京）（議題；アジア諸国に対する日米両国の教育文化事業の経験の交換等）

3.27 昭和44年度芸術選奨授賞式

4. 1 国際文化課長篠沢公平 会計課長に、文部省大臣官房調査課長沢田徹 国際文化課長に、会計課長手塚卯津美 一橋大学事務局長にそれぞれ任命

4.15 平城宮資料館開館式

4.21～23 第5回日仏文化混合委員会開催（東京）（議題；両国語の普及と普及、各種の交流、文化の普及その他）

4.25～26 坂田文部大臣、飛鳥・藤原宮跡等を視察

4.27 重要無形文化財保持者認定書交付式挙行（認定者；備前焼藤原敬示氏ほか7氏）

4.28 著作権法成立

5. 1 宗務課長鈴木博司 沖縄北方対策調整部参事官に任命

5.11 特別史跡平城宮跡の追加指定

5.16～20 イラン政府主催「文化政策に関するアジア地域セミナー」（テヘラン）に今長官出席

5.21～6.15 小笠原諸島天然記念物特別調査実施

5.26 東京国立文化財研究所新館竣工式

5.27 東京国立近代美術館フィルムセンター開館式

6. 1 文部省大学学術局視学官佐伯信男 宗務課長に任命

6. 2 昭和44年度日本芸術院授賞式（受賞者；日本画の寺島柴明氏ほか7氏）

6.28 佐藤総理大臣、今 長官飛鳥・藤原宮跡等を視察

7. 1 庶務課長石川二郎 国立赤城青年の家所長に任命

7. 3 管理課長金田智成 庶務課長に、文部省初等中等教育局地方課課長補佐加戸守行 著作権課長に、記念物課長中西貞夫 管理課長に、文部省大臣官房総務課副長古村澄一 記念物課長に、著作権課長佐野文一郎 文部省大臣官房企画室長にそれぞれ任命

7.14 文部大臣「飛鳥・藤原地域における文化財の保存および活用のための基本方策」について文化財保護審議会に諮問

8. 1～11 西津軽天然記念物特別調査

8.24～9.2 文化政策に関する政府間会議（ベニス）に安達次長出席

9. 7～13 京都奈良伝統文化保存に関するシンポジウム（京都）開催

9.21 特別史跡大宰府跡の追加指定等

10. 1 昭和45年度芸術祭祝典挙行

10.20 第6回日英文化混合委員会開催(東京)(議題;語学教育、教授交換、演劇、音楽、展示会の交換、両国間の理解の増進に関する問題)

10.28 飛鳥・藤原地域における文化財の保存および活用のための基本策について答申

11. 5 皇太子同妃両殿下をお迎えして、文化財保護法20周年記念式典挙行、文化財功労者表彰、「文化財保護の現状と問題」(いわゆる文化財白書)発行

11. 5~12.20 ボストン美術館創立100年記念「禅林美術展」開催、開会式に今 長官出席

12.15 財団法人「海外子女教育振興財団」設立発起人総会開催(46. 1.29認可)

12.18 飛鳥地方における歴史的風土および文化財の保存に関する方策について(閣議決定)

昭和46年

1. 1 著作権法施行

2. 9 国立歴史民俗博物館(仮称)基本構想委員会発足

2.16~25 第21回コロンボプラン協議委員会(マニラ)に沢田国際文化課長出席

3.26 昭和45年度芸術選奨授賞式挙行

3.31 美術工芸課長西川新次 辞任

4. 1 芸術課課長補佐福田安男 無形文化課長に、無形文化課長森岡良夫 東京農工大学事務局長にそれぞれ任命

4. 5~13 安達次長、東南アジア5カ国の日本人学校等視察

4.12 財団法人「文化財建造物保存技術協会」設立発起人総会開催

4.23 国立飛鳥資料館(仮称)設置準備会議発足

4.26 重要無形文化財保持者認定書交付式挙行(認定者;能囃子方笛藤田大五郎氏ほか5氏)

4.30 国立歴史民俗博物館(仮称)展示計画委員会発足

5.21 飛鳥・藤原地域文化財保存整備協議会発足

5.31 昭和45年度日本芸術院賞授賞式(受賞者;洋画吉岡賢二氏ほか10氏)

5.31~6. 5 アジア太平洋地域文化遺産専門家会議開催(東京)

6. 1 奈良国立文化財研究所建造物研究室長伊藤延男 建造物課長に任命、建造物課長日名子元雄 辞職、

6. 8~19 沖縄文化財指定調査西表島天然記念物調査